

第5回 第2農地部会議事録

日 時 平成25年5月21日（火）午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 25 伊藤 武則・26 稲葉 和久・27 大井 一司・28 鈴木 照正
29 田口 慶則・30 諸戸 善昭・31 上川 洋文・32 田中 竹次
33 守山 孝之・35 池田 昌司・36 井谷 功・37 岸野 隆夫
38 中川 和雄・39 藤田 武・40 結城 晋三・47 中谷 秀也
以上17名

欠席委員 42 片岡 眞郁

出席部会員外委員 34 浅井 競

議長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・鈴木事務局次長・中西担当副主幹

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹
美杉：松永主査

議事録署名者 (29番) 田口 慶則・(40番) 結城 晋三

事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）

報告第5号 時効取得による所有権の移転について

報告第6号 農業生産法人の定期報告について

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）
- 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員会許可）
- 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）
- 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）
- 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）
- 議案第 6 号 非農地証明願について
- 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	第 5 回第 2 農地部会を開会させていただきます。 本日の欠席委員は、片岡委員お一人でございます。 では議事に入らせていただきますが、議事録署名人を指名させていただきます。 29 番 田口 委員、40 番 結城 委員、お二人よろしく願いいたします。 それでは本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いします。 まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第 1 号から報告第 6 号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。
事 務 局	議案書の 1 ページをご覧くださいようお願いします。 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてでございます。 番号 1 から 6 まで、件数は 6 件、合計面積 14,223㎡で、その内訳は、田が 13,566㎡、畑が 657㎡でございます。 これらにつきましては、農用地利用権設定を、貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものであります。 2 ページから 4 ページをお願いいたします。 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてでございます。 これらにつきましては、相続の届出によるものでございまして、件数は 6 件、合計面積は 23,233㎡で、その内訳は、田が 18,938㎡、畑が

3, 790㎡、その他が505㎡でございます。その他については、台帳地目が原野ということでその他のほうに区分けされております。現況地目は畑になります。

いずれの案件もあっせん等の希望はございません。

5 ページのほうをお願いいたします。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1は、一般個人用住宅用地、番号2は、倉庫用地、番号3は、建売分譲住宅用地、番号4及び5は、一般個人住宅用地でございます。

以上件数は5件、合計面積は1, 417㎡でございます。その内訳は、田が23㎡、畑が1, 394㎡でございます。

6 ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1の1件で、一般個人用住宅用地、面積は180㎡でございます。その内訳は、田が142㎡、畑が38㎡でございます。

7 ページをお願いいたします。

報告第5号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1、これにつきましては、昭和61年3月5日より、権利者である _____ が畑として利用しており、20年間、所有の意思をもって平穩・公然に占有することによって、取得時効が完成していると判断されるものであります。

8 ページをお願いいたします。

報告第6号 農業生産法人の定期報告についてでございます。

番号1、法人名 _____、主たる耕作物 水稻、耕作面積 田80ha 畑3ha 合計83haです。

番号2、法人名 _____、主たる耕作物 水稻、耕作面積 田23.3ha。

以上件数は2件で、いずれの案件も、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たしているものと判断されます。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは議案事項に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局

9 ページから10 ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受け人 _____、面積4, 268㎡、渡し人 _____、面積7, 281㎡、申請地 戸木町高川原 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積191㎡です。

これにつきましては、受人は、営農の拡大のため、渡人に申請地の譲渡を要

望したものです。なお、同時に使用貸借契約を解約して自作地とし、耕作面積は、合計で7, 591㎡となります。

番号2、地区 久居、受け人 _____、面積25, 577㎡、渡し人 _____、面積1, 323㎡、申請地 木造町下草_____、台帳地目・現況地目とも田、面積964㎡です。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農困難な渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号3、地区 榊原、受け人 _____、面積13, 609㎡、渡し人 _____、面積4, 412㎡、申請地 榊原町中上_____、台帳地目・現況地目とも田、面積819㎡です。

これにつきましては、受人は、労働力不足により営農を縮小したい渡人から申請地を譲り受け営農を拡大しようとするものです。

番号4、地区 大三、受け人 _____、面積9, 323㎡、渡し人 _____、面積6, 587. 61㎡、申請地 白山町二本木大垣内_____、台帳地目・現況地目とも田、面積299㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化により営農を縮小したい渡人から申請地を譲り受け営農を拡大しようとするものです。

番号5、地区 ハッ山、受け人 _____、面積9, 706. 68㎡、渡し人 _____、面積6, 943㎡、申請地 白山町山田野野ヶ平_____、台帳地目・現況地目とも田、面積906㎡。

これにつきましては、渡し人の耕作が不便であることから、受人が譲り受け営農拡大しようとするものです。

番号6、地区 ハッ山、受け人 _____、面積3, 223㎡、渡し人 _____、面積4, 964㎡、申請地 白山町八対野東_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1, 825㎡です。

これにつきましては、受人は、労働力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け営農を拡大しようとするものです。また、受人は_____に在住ですが、妹夫婦と共同で耕作し管理していくというものです。

番号7、地区 下多気、受け人 _____、渡し人 _____、面積5, 052㎡、申請地 美杉町下多気野登瀬_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積102㎡外8筆で合計面積5, 052㎡です。

これにつきましては、渡し人は高齢による労力不足のため、受人である二男への生前一括贈与になります。

番号8、地区 下多気、受け人 _____、面積2, 050㎡、渡し人 _____、面積1, 295㎡、申請地 美杉町下多気漆_____、台帳地目・現況地目とも田、面積322㎡。

これにつきましては、渡し人は労力不足で耕作が不便であることから、受人が譲り受け営農拡大しようとするものです。

番号9、地区 下之川、受け人 _____、面積2, 586㎡、渡し人 _____、面積4, 776㎡、申請地 美杉町下之川村_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積59㎡外1筆で合計面積は69㎡です。

これにつきましては、渡し人は耕作が不便であり、受人は耕作の利便性がよいことから譲り受けようとするものです。

以上件数は9件、合計面積は10, 447㎡で、その内訳は田が8, 616㎡、畑が1, 831㎡でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい。ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番からお願いします。

大井委員 27番 大井です。5月17日に、久居地区委員6名と久居総合支所の方で現地確認に行っていました。場所は一志から久居のほうへ向いて小戸木橋を渡ると、左側のほうには_____の_____があるんですけど、さらにそこから4、500m西側の地区にあります。内容詳細については事務局の説明のとおりで、現地確認の結果も特に問題ないと思われますのでよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

田口委員 29番 田口です。先日現地確認させていただきましたけども、これも丁度JRの東です。あれから7、80m東へ行った所に田の真ん中です。娘さんと両親と旦那さんと4人で田を耕作していらっしゃるということで、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。3番、榊原お願いします。

伊藤委員 25番 伊藤です。16日に現地確認をいたしました。現場は榊原の県道亀山白山線沿いの_____から、西へ入ります。_____さんは営農拡大ということで、今回買い受けということになりましたので、事務局の説明どおり、よろしくご審議のほどお願いします。

議長 はい。ありがとうございます。4番、お願いします。

井谷委員 36番 井谷です。よろしくお願いいたします。場所は、国道165号とグリーンロードが交差しているところに、_____があるのですが、あれを真っ直ぐ南のほうへ行ってもらくと、_____があるのですが、あれからちょっと西へ入った所にあります。高齢化によって、ハウスは_____がやっていたという結果もございますので、浅井委員、池田委員、それから事務局とともに現地を確認しましたが問題ありませんのでよろしくお願いいたします。以上です。

議長 はい。ありがとうございます。5番、お願いします。

池田委員 はい。35番 池田です。5番、6番を話させていただきたいと思います。17日に現地確認を事務局と3人で、地元委員3名で行いました。場所は5番は山田野でございますが、白山中学校のほうから藤地区のほうへ走っていく道

がございまして、そこから行きますと_____がありまして、その右側の山手の所にございます。事務局の説明どおり問題はないということでございます。

6番は、場所は国道165号線の白山の最終の垣内地区の信号から下りた所の左へ行った下の所の_____がございまして、_____の前です。

ここも事務局の説明どおり傍に妹さんがみえまして、田の傍ですので水の管理等は一緒に行っていますので問題はないと思いますのでよろしく願いいたします。

議 長 はい。ありがとうございます。7番、お願いします。

結城委員 40番 結城でございます。下多気 7番ですが、13日の日に事務局と申請人とともに確認に行きましたが、この野登瀬という所は集落に近い所ですが、亡櫓は山と山の間に農地があるというところでございます。これは生前贈与ということですので何にも問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議 長 はい。8番。

結城委員 8番。13日に、現地確認に行きました。この人は営農拡大ということで、農業をしているということですので、これは何ら問題ないということですのでよろしく願いしたいと思います。

結城委員 9番につきまして、_____さんと_____さんは兄弟同士で、_____さんは自宅から申請場所までは離れていますので、_____さんは家のすぐそばで、兄弟同士ですので、話がついたということで、何ら問題はないと思います。よろしく願いいたします。

議 長 はい。ありがとうございました。ただいま地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。どうでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 11ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 久居、申請者 _____、申請地 戸木町狐塚_____
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積3, 490㎡のうち462. 85㎡。

これにつきましては、昭和44年から一般個人用住宅用地として使用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 川口、申請者 _____、申請地 白山町川口馬場_____
台帳地目 田、現況地目 宅地、面積1, 038㎡。

これにつきましては、昭和59年3月ごろから、隣接する自宅の物置及び庭として使用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、地区 川口、申請者 _____、申請地 白山町川口神田_____
台帳地目 田、現況地目 宅地、面積500㎡ 外1筆で合計569㎡です。

これにつきましては、平成11年頃、亡き父が一般個人住宅用地として利用しており、相続により財産整理の中で許可を得ていないのが分かりましたので、申請するものです。始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

番号4、地区 ハッ山、申請者 _____、申請地 白山町稲垣下_____
台帳地目 畑、現況地目 原野、面積46㎡です。

これにつきましては、昭和45年ごろから、河川法面の護岸となっており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

番号5、地区 八知、申請者 _____、申請地 美杉町八知法師ヶ野_____
台帳地目 田、現況地目 畑、面積155㎡ 外1筆で合計面積207㎡です。

これにつきましては、獣害被害が多く耕作困難なため植林するものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

番号6、地区 下之川、申請者 _____、申請地 美杉町下之川岩ヶ野_____
台帳地目 畑、現況地目 山林、面積227㎡ 外1筆で合計面積514㎡です。

これにつきましては、平成元年ごろから、獣害被害が多く耕作困難なため植林されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

以上件数は6件、合計面積は2, 836. 85㎡で、その内訳は田1, 814㎡、畑1, 022. 85㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

大井委員

27番 大井です。同じくこれも5月17日に、地区委員で現地確認に行つてまいりました。場所は狐塚は_____がありますけど、その北側、高速道路

に挟まれた北側の地区になります。これも建てられてから約40年以上経過していますので、特に現地確認の結果についても問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 はい。ありがとうございます。2番、お願いします。

池田委員 35番 池田です。2、3、4と説明します。2番は、前、現地確認には会長、部会長、事務局、委員で立会いをしていただきました。場所は川口の_____がありますが、その北側に旧道があり、その旧道から入った所にありまして、隣は両方とも宅地ということで、問題がなかろうということでございます。それから3番につきましては、場所的には白山美杉線で川口の_____、_____があるんですけども、_____の西側で、ここも道で両方とも囲まれていて、片方は駐車場的な形で置いてあります。その中にありまして問題は何もないと思います。よろしくお願いします。

それから八ッ山につきましては、この前に山林で確認に行っていた場所の傍でございますが、川の反対、あれから行っていた所に左側のほうに川がございまして、そこは、上は田です。その下の川は絶壁になって、川の裾というものの、降りていく所もないような所で、他も全部同様の場所ですので問題はないと思いますので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。5番、お願いします。

藤田委員 39番 藤田です。5月10日に現地に行つてまいりました。この2つの土地は隣に多く山林を抱え、すでに獣害による被害で土地も大きな穴が開いているというような状況でございます。もう田には戻すことはできないような状況でございますので、問題はないかと思っております。

議長 はい。ありがとうございます。6番、お願いします。

結城委員 40番 結城でございます。6番について説明をします。これも同じく13日に現地確認にいきました。この現場の場所は_____の近くです。獣害が多く耕作が困難という経緯があり、現状もわかっておりますから問題ないと思います。

議長 はい。ありがとうございました。ただ今、地元委員さんより説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

12ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。
番号1、地区 下多気、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 美杉町下多気漆____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積62㎡ 外3筆で合計面積973㎡です。
これにつきましては、昭和60年ごろから、渡し人が耕作困難なため植林され、また、受人は隣接の山林を所有しており、併せて管理をするものです。始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。
農地区分は第2種農地と判断されます。
なお、この案件につきましては農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺います。

結城委員

40番 結城でございます。これも同じく13日に事務局と現場へ行ってきました。周囲は本当に山ばかりで、これは農地に復帰しようと思えばほとんど不可能でございます。所有権移転ということで、始末書添付ということで、何ら問題はなかろうかと思っておりますのでよろしくお願いします。

議長

はい。ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆様からのご意見をお伺いします。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。
引き続きまして議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

13ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 高岡、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 一志町田尻西浦 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積965㎡ 外3筆で合計2,000㎡。

これにつきましては、借り人が、貸し人と2か月間の賃貸借契約を締結し、隣接山林から樹木を搬出するための仮設道路として一時転用するものです。

なお、これらの農地につきましては、4月部会ですでに店舗用地として転用許可済みの案件ですが、工事に係る前に目的外の利用をすることから申請されています。

農地区分は第2種農地と判断されます。

この案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

田中委員 32番 田中です。5月17日に会長、部会長、事務局とで確認をいたしました。それで話にありましたように、先般の委員会でこの所については承認がされている、その内の一部ということで仮設の道路をするというようなことでございます。それでその中で話が出たのですが、ここは前の話にもありましたように通学路、子どもたちの通学路ということになっておりますので、出入口のほうについては学校と十分相談してもらい、また教育委員会と相談してもらいながら進めてほしいというふうなことで話をさせていただきました。内容については事務局の説明通りですのでひとつよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい。ありがとうございます。説明がございましたが、皆さんからのご意見ありましたら。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 栗葉、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 稲葉町

上鴻野____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 3 9 1 m² 外 3 筆で合計 8 9 8 m²です。

これにつきましては、昭和 4 5 年ごろから、住宅及び農業用倉庫用地として使用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は第 2 種農地と判断されます。

番号 2、地区 高岡、借り人____、貸し人____、申請地 一志町高野洲合____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 4 7 6 m²です。

これにつきましては、一般個人住宅及び駐車場用地とするものです。

なお、平成 2 3 年 4 月から、用地の一部を駐車場として利用していることから始末書の提出があります。

農地区分は第 2 種農地と判断されます。

以上件数は 2 件、合計面積は 1, 3 7 4 m²で、その内訳は田が 4 7 6 m²、畑が 8 9 8 m²でございます。

いずれの案件も農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1 番、お願いします。

鈴木委員 2 8 番 鈴木です。1 7 日に地元委員 6 名と事務局で現地確認を行ってまいりました。場所は____がありまして、それから北へずっと井田川のほうへ行く道路がついておりまして、それが約 2. 5 k m の所に____があります。その中の一面に建っておりますので、何ら問題はないかと思えます。詳細につきましては、事務局の説明通りでございますのでよろしくお願いいたします。

議 長 はい。ありがとうございます。2 番、お願いします。

田中委員 3 2 番 田中です。この案件につきましても 1 7 日に会長と私と総合支所の職員で確認をしました。場所につきましては、一志出家線のこちらへ行ってもらうと、____がありますが、その南側ということでございます。内容については事務局の説明通りですのでひとつよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい。ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見をお伺いします。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 5 号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 5 号については許可することに決定し

たいと思います。

続きまして、議案第6号、非農地証明願についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

15ページをお願いいたします。

議案第6号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 栗葉、願出者 _____、申請地 久居一色町羽場_____
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積112㎡。

これにつきましては、住宅として、昭和57年5月1日新築の不動産登記が
なされておりますことから、20年が経過していると確認されます。

番号2、地区 八知、願出者 _____、申請地 美杉町八知左敷_____
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積369㎡。

これにつきましては、課税台帳により、住宅が昭和31年に建築され、20
年が経過していると確認されます。

以上合計は2件、合計面積は508㎡になります。

いずれの案件につきましても、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3
条第1項第2号の規定により、当該土地が農地以外に供され20年以上経過し
ている要件に該当しております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

はい。ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会って
いただきました地元委員のご意見をお伺いします。

鈴木委員

28番 鈴木です。この件も11日に現地確認に行つてまいりました。現地
のほうは県道平生庄田線で、同じく一色町内で_____というのがあるんです
けれども、そこから西へ600m行つた所の交差点から曲り、今度は南側へ
500mくらい行つた地点で、一色町の集落の外れになるんですけども、事務
局の説明通りですので、何ら問題はないかと思いますのでよろしくお願いしま
す。

議長

はい。ありがとうございます。2番、お願いします。

藤田委員

39番 藤田です。5月10日の日に現地確認に行つてまいりました。この
土地はすでにもう30年ぐらい、半世紀を簡単に超えて57年築の住宅がござ
いまして、何ら問題ないと思いますのでよろしくご審議のほどよろしくお願い
いたします。

議長

はい。ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん
方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号につ
いて、これにご異議ございませんか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 6 号については証明することに決定したいと思います。 続きまして、別冊としてお配りいたしました、議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題いたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 まず、各地区別に、一番下の合計欄で説明をさせていただきます。 久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転合わせ 62, 097 m²、畑の賃貸借、使用貸借合わせ 5, 372 m²で、契約件数は 24 件でございます。 一志地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借、所有権移転合わせ 53, 095 m²、畑の賃貸借 343 m²で、契約件数は 46 件になります。 白山地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ 15, 432 m²で、契約件数は 11 件でございます。 美杉地区につきましては、田の使用貸借 1, 728 m²、畑の使用貸借 370 m²で、契約件数 3 件になります。 以上、合計で田の集積が、賃貸借と使用貸借、所有権移転を合わせて 132, 352 m²、畑の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて 6, 085 m²で、合計契約件数は 84 件、合計面積は 138, 437 m²となっております。 認定農業者への集積状況は、契約件数 38 件で 104, 968 m²となっており、地区別の集積は、久居地区 14 件、一志地区 19 件、白山地区 5 件となっております。 なお、今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、皆さんからのご意見をお伺いします。よろしいですか、ご意見。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました議案第 7 号について、ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 7 号については適正であると認め、市長に進達することにいたします。 以上で、本部会に付議されました議案は全て審議をいただきました。ありがとうございます。

午後 3 時 0 0 分

上記は、第 5 回第 2 農地部会の議事を録したものである。

平成 2 5 年 5 月 2 1 日

議 長

出席委員

出席委員